

2011年7月28日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第182号)

国家外貨管理局、 外商投資企業の外貨資本金元転に係る規制を強化 ～手元準備金名義の資本金元転は月10万米ドル相当以内に制限へ～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年7月18日付で、『外商投資企業の外貨資本金の支払元転管理に係る業務オペレーションの問題を改善することについての補充通達』(匯綜発[2011]88号、以下、『88号通達』という)を公布しました。『88号通達』は、外商投資企業の外貨資本金の元転に対する規制の強化を図ったもの。資本金元転の手続時に、前回の資本金元転に係るインボイスなどの関連証憑原本、および税務部門が発行するインボイスの真実性を証明する書類の提出を義務付けるなど、資本金元転の真実性、コンプライアンス性に対する審査の強化を図っています。

2008年8月、国家外貨管理局は『外商投資企業の外貨資本金の支払元転管理に係る業務オペレーションの問題を改善することについての通達』(匯綜発[2008]142号、以下、『142号通達』という)を公布。資本金のルートを装った投機資金の流入を抑制するため、外商投資企業の外貨資本金に係る元転、使用に対する管理強化を図りました。『142号通達』では、元転手続時に会計事務所が発行する出資払込検査報告(验资报告)の提出を義務付けたほか、元転後の人民元資金の使用範囲を当該企業の経営範囲内に限定し、持分投資や自社用以外の国内不動産購入への使用を原則として禁止しました。

また資本金元転に関しては、近年、各地の外貨管理局も規制強化を図っており、上海や深セン、天津、青島などの地域では、違法な資本金元転手続に対する取り締まりの強化を図る通達を公布していました。

この度公布された『88号通達』では資本金元転に対する規制をさらに厳格化。従来、5万米ドル相当額以内の手元準備金名義の元転であれば、人民元資金の使途証明文書や前回の資本金元転に係るインボイスなどの関連証憑の提出は免除されていましたが、『88号通達』ではその手元準備金名義の資本金元転額を月に10万米ドル相当額以内に制限しています。また、前払金や手付金の支払など、実需に基づく支払であるものの、元転後の資金使途に係る証明書類の提出が困難な場合について、『88号通達』では、銀行が事前届出を行い、外貨管理局の届出受取書を受領した後に取扱可能であると規定するなど、手続の明確化も図られています。

『88号通達』は2011年8月1日から実施されます。施行地域は上海市、広東省（深セン市を含む）、天津市、大連市、寧波市、無錫市、成都市、泉州市の各地域。その他の地域では、管轄内の一部または全地区を選定して実施するとしており、詳細については所在地の外貨管理局に確認する必要があります。

『88号通達』のポイントについては、以下をご参照ください。

□ 資本金元転手続時の必要書類の追加

『88号通達』第1条では、資本金元転時に、新たに「前回の資本金元転代わり金が支払指図書に基づき対外支払されたことに係るインボイス等の関連証憑の原本」および「税務機関が発行するインボイスの真偽鑑別証明資料（または税務部門のオンライン・インボイスの真偽確認結果の印刷紙面）」の提出を要求しています（手元準備金名義での元転手続を除く）。これにより、資本金元転に係る手続が従前に比べ、煩雑になる恐れがあるため、留意が必要です。なお、資本金元転手続時に必要な資料については、図表1をご参照ください。

【図表1】 資本金元転時に必要な書類

- ① 外貨登記ICカード
- ② 元転後の人民元資金支払指図書
- ③ 元転後の人民元資金に係る使途証明文書
- ④ 会計士事務所が発行した直近の出資払込検査報告（外国側出資状況照会状の回答文書を添付）
- ⑤ 前回の元転後の人民元資金に係る対外支払関連証憑および使用状況明細書、企業の公印または財務専用印を押捺したインボイス等の関係証憑のコピー（当該元転が1回限りの場合、また分割しておこなう元転の最終回である場合、元転後の5営業日以内に銀行宛に提出）
- ⑥ 銀行が必要とするその他の補充資料

【 以下の資料を追加 】

- ⑦ 前回の資本金元転代わり金が支払指図書に基づき対外支払されたことに係るインボイス等の関連証憑の原本。
- ⑧ 元転した企業の公印もしくは財務印章を押捺した税務部門のオンライン・インボイスの真偽確認結果の印刷紙面。オンラインで検査できない場合、税務機関が発行するインボイスの真偽鑑別証明資料に企業公印もしくは財務印章を押捺の上、提出すること。

注：5万米ドル相当以下の手元準備金（备用金）名義の元転の場合、上記③、⑤、⑦、⑧の提出は不要。

□ 手元準備金名義の資本金元転を月に10万米ドル以内に制限

『142号通達』では、5万米ドル相当額以下の手元準備金（备用金）名義の元転の場合人民元資金の使途証明文書や前回の資本金元転に係るインボイスなどの関連証憑の提出は免除し、また人民元資金を企業の人民元口座へ留保することも認めていました。こうした手元準備金名義の元転手続につき、『88号通達』第11条では、手元準備金名義の元転額を月に10万米ドル相当額以内に制限し、規制強化を図っています。

□ 元転手続の真実性、コンプライアンス性に係る審査強化

『88号通達』第2条では、銀行が企業の提出した資本金元転に係るインボイスなどの関連証憑を受領した後、関連証憑の真実性に係る審査・照合手続を行うように要求しています。さらに第3条では、企業が提出した資料に矛盾が存在する場合などは、銀行に対して当該企業に係る資本金元転の取扱を禁止するなど、資本金元転の真実性、コンプライアンス性に係る審査の強化を図っています。

□ 資本金口座資金の95%を使用した後に係る手続

『88号通達』第4条では、「企業の資本金累計元転額(手元準備金を含む)と当該資本金口座からの支払済(国内での振替を含む)金額との合計が口座貸方累計発生額の95%に達する場合、銀行は上述の元転に対応するインボイス等の証憑に対して真実性に係る検査を実施」と規定し、銀行に対して資本金元転に係る関連証憑の真実性の確認を要求しています。この措置により、資本金口座資金の95%を使用した後、企業が残りの5%の資金の元転もしくは支払手続を行う場合、上述の銀行による真実性に係る検査終了後に取扱可能となるため、留意が必要です。

4. 本通達の実施日より、企業の資本金累計元転額(手元準備金を含む)と当該資本金口座からの支払済(国内での振替を含む)金額との合計が口座貸方累計発生額の95%に達する場合、銀行は上述の元転に対応するインボイス等の証憑に対して真実性に係る検査を実施し、かつ企業の元転申請書上に「口座内の95%の資金の元転に係るインボイス(外貨支払は含まない)を確認済」との文言、日時を注記し、銀行業務印を押捺した後、支払元転制度の要求に基づき、残高の資本金元転もしくは外貨支払に係る手続を行うことができる。

□ 元転・支払後の返品・取引の取消における手続

『88号通達』第5条では、資本金の元転もしくは支払後に返品や取引の取消、インボイスの廃棄などが発生した場合、企業に対して、上述の状況が発生してから5営業日以内に、元転を行った銀行まで報告するように義務付けています。こうした規制を設けた背景には、返品や取引の取消を偽装した資本金元転手続を取り締まる狙いがあるのではないかと考えられます。

□ 資本金元転後の資金を前払金などに充当する場合

前払金や手付金の支払など、実需に基づく支払であるものの、資本金元転の資金使途に係る証明書類の提出が困難な状況が存在します。こうした状況について、『88号通達』第6条では、銀行が企業の申請書類を取り纏めて外貨管理局に事前届出を行い、外貨管理局の届出受取書を受領した後に取扱可能であると規定し、関連手続の明確化を図っています。

6. 企業に現行の資本金元転に係る管理規定に完全には合致しない状況が存在するが、確かに真実性を有する元転の需要がある場合に、銀行が審査した後に元転手続を取り扱う予定であるとき、相応する審査意見および企業の申請資料(元転の真実性に係る誓約書を含む)のコピーを取り纏めて所在地の外貨管理局に対して事前届出を行わなければならない、所在地の外貨管理局の届出受取書を取得した後に関連する元転業務を取り扱うことができる。

『88号通達』の詳細につきましては以下にございます日本語訳(仮訳)、および8ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局綜合司
匯綜発[2011]88号
『外商投資企業の外貨資本金の支払元転管理に係る
業務オペレーションの問題を改善することについての補充通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局：

外商投資企業(以下、「企業」という)の外貨資本金(以下、「資本金」という)の元転管理に係る職責をさらに明確にし、資本金元転の真実性に係る審査要求の強化を図るため、『外商投資企業の外貨資本金の支払元転管理に係る業務オペレーションの問題を改善することについての国家外貨管理局綜合司の通達』(匯綜発[2008]142号)等の関連規定に基づき、ここに関連事項につき、以下の補充通達を公布する。

1. 企業が外貨指定銀行(以下、「銀行」という)に資本金元転を申請する場合、厳格に匯綜発[2008]142号文書第4条の規定に基づき、相応する資料を提出する以外に、銀行に対して以下の補充資料も提出しなければならない。
 - (1) 前回の資本金元転代わり金が支払指図書に基づき対外支払されたことに係るインボイス(发票)等の関連証憑の原本。

企業が国家機関、事業単位等の機関に税金、費用等の資金を支払う場合、銀行に対して受取書(收据)、納付通知書および税金完納証憑等の関連証憑原本を提出することができる。銀行はこの種の元転業務に係る関連情報を月ごとに所在地の外貨管理局まで個別に報告しなければならない(書式は添付書類1参照)。
 - (2) 元転した企業の公印もしくは財務印章を押捺した税務部門のオンライン・インボイスの真偽確認結果の印刷紙面。オンラインで検査できない場合、元転する企業は税務機関が発行するインボイスの真偽鑑別証明資料に、企業公印もしくは財務印章を押捺の上、提出しなければならない。銀行はこの種の元転業務に係る関連情報を月ごとに遅滞なく、所在地の外貨管理局まで個別に報告しなければならない(書式は添付書類2参照)。

2. 銀行は、企業が元転後に提出する前回の元転に係るインボイス等の関連証憑を受領した場合、以下のオペレーションを行わなければならない。
- (1) 元転する企業の公印または財務印章を押捺した税務部門のオンライン・インボイスの真偽照会結果の印刷紙面を審査し、同時に各地の国税・地税のホームページにログインして照合の上、保管する。審査に係る具体的な要求は以下の通りである。
- ① 増値税専用インボイスに対して、国税局の増値税オンライン仕入インボイスの認証結果明細を審査する。
 - ② 増値税普通インボイスに対して、国税局のオンライン確認結果明細を審査する。
 - ③ 営業税インボイスに対して、地税局のオンライン確認結果明細を審査する。
- (2) オンライン上で検査できない場合、銀行は企業が提出する税務機関発行のインボイス真偽鑑別証明資料に基づき元転手続を行う。
3. 銀行は企業が提出する資料に基づき、真実に企業の資本金元転代わり金の使途に係るコンプライアンス性、真実性および一致性について審査し、各種資料間において、相互の証明が不可能な場合、または矛盾が存在する場合、当該企業のために元転業務を取り扱ってはならない。
- 銀行は企業の資本金元転に係るコンプライアンス性、真実性および一致性を審査した後、インボイス等の関連証憑原本に銀行業務印を押捺の上、注記を行い、すでに資本金元転手続を行った金額および日時を明記し、注記後のインボイス等の関連証憑のコピーを保管し、原本は確認後に企業に返却しなければならない。
4. 本通達の実施日より、企業の資本金累計元転額(手元準備金を含む)と当該資本金口座からの支払済(国内での振替を含む)金額との合計が口座貸方累計発生額の95%に達する場合、銀行は上述の元転に対応するインボイス等の証憑に対して真実性に係る検査を実施し、かつ企業の元転申請書上に「口座内の95%の資金の元転に係るインボイス(外貨支払は含まない)を確認済」との文言、日時を注記し、銀行業務印を押捺した後、支払元転制度の要求に基づき、残高の資本金元転もしくは外貨支払に係る手続を行うことができる。
5. 企業が資本金の元転・支払を行った後に返品、取引の取消およびインボイスの廃棄等の状況が発生した場合、企業は上述の状況が発生した日から5営業日以内に、元の元転を行った銀行に報告しなければならない。元の元転を行った銀行は遅滞なく取り纏め、かつ月ごとに遅滞なく所在地の外貨管理局まで個別に報告しなければならない(書式は添付文書3を参照)。

6. 企業に現行の資本金元転に係る管理規定に完全には合致しない状況が存在するが、確かに真実性を有する元転の需要がある場合に、銀行が審査した後に元転手続を取り扱う予定であるとき、相応する審査意見および企業の申請資料(元転の真実性に係る誓約書を含む)のコピーを取り纏めて所在地の外貨管理局に対して事前届出を行わなければならない、所在地の外貨管理局の届出受取書を取得した後に関連する元転業務を取り扱うことができる。

所在地の外貨管理局は『国家外貨管理局の資本項目外貨管理内部統制制度通則』における資本項目の個別案件業務に係る集団審議制度の要求に基づき、届出受取書を発行するか否か確定する。

7. 銀行は資本金元転業務を取り扱った当日に、資本金元転の状況について国家外貨管理局直接投資外貨管理情報システムを通して所在地の外貨管理局まで届出を行わなければならない。1件の資本金元転が多種の支払使途に関係する場合、支払使途ごとに、それぞれ届出を行わなければならない。
8. 銀行は2011年1月1日から本通達実施日までに取扱済の資本金元転業務に対して全面的な自己調査を実施し、インボイス等の関連証憑のコピーの未提出、およびネットワーク検査で発見した虚偽のインボイス提出に係る状況を統計して取り纏め、かつ2011年9月1日までに上述の状況について所在地の外貨管理局まで個別に報告しなければならない。
9. 外貨管理局は資本金元転の真実性に係る検査業務システムをさらに改善し、健全な企業資本金に係る規定違反元転ブラックリスト制度を確立し、かつブラックリストに組み入れられた企業の資本金元転に対して重点的に検査を実施しなければならない。
10. 虚偽のインボイスで元転して資金を詐取した企業および規定に違反して元転業務を取り扱った銀行に対して、外貨管理局は関係する企業の関連状況について遅滞なく関連する税務機関に通報し、かつ『中華人民共和国外貨管理条例』に基づき処罰を行わなければならない。
11. 本通達の実施日以降、企業が手元準備金名義で元転手続を行う場合、1件当たり5万米ドル相当を超えてはならず、毎月10万米ドル相当を超えてはならない。
12. 企業が持分譲渡による外貨受取に係る外資外貨登記手続を完了した後に、銀行は持分譲渡側の資産現金化専用外貨口座内の外貨資金の元転手続を行うことができる。
13. 本通達は2011年8月1日より実施する。以前の規定と本通達が一致しない場合、本通達を基準とする。

本通達を受領した後、江蘇、四川、福建省分局はそれぞれ管轄内の無錫市、成都市、泉州市で実施を計画しなければならない。天津、上海、広東、深セン、大連、寧波市(省)分局はそれぞれ全管轄内において実施を計画しなければならない。上述の分局は実情に基づき、管轄内の銀行に係る小額インボイスに対する検査要求(小額基準の確定および検査方式)を確定する。その他の分局(外貨管理部)は現地の実情を考慮の上、管轄内の一部または全地区を選定して本通達において確立された管理原則に基づき実施を計画しなければならない。

各分局は執行過程において真剣に現地の税務機関との意思疎通および協力業務を遂行しなければならない。執行中に問題が発生した場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司に報告しなければならない。

添付文書:

1. 受取書、納付通知書等の関連証憑の提供による資本金元転に係る月次報告表(略)
2. 税務機関発行のインボイス真偽鑑別証明資料の提供による資本金元転に係る月次報告表(略)
3. 元転後の返品、取引の取消、インボイスの廃棄等の状況に係る月次報告表(略)

国家外貨管理局綜合司

2011年7月18日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

国家外汇管理局综合司

汇综发[2011]88 号

《关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的补充通知》

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：

为进一步明确外商投资企业（以下简称企业）外汇资本金（以下简称资本金）结汇管理职责，强化资本金结汇的真实性审核要求，根据《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的通知》（汇综发[2008]142 号）等有关规定，现就有关事项补充通知如下：

一、企业向外汇指定银行（以下简称银行）申请资本金结汇，除严格按照汇综发[2008]142 号文件第四条规定提交相应材料外，还应向银行提交以下补充材料：

（一） 前一笔资本金结汇所得人民币资金按照支付命令函对外支付的发票等相关凭证原件。

企业支付国家机关、事业单位等机构税金、费用等资金，可向银行提供收据、缴款通知书和完税凭证等相关凭证原件，银行应将此类结汇业务的相关信息按月逐笔上报所在地外汇局（格式见附表 1）。

（二） 加盖结汇企业公章或财务印章的税务部门网络发票真伪查询结果打印件。对于网上无法核验的，结汇企业应提交税务机关出具的发票真伪鉴别证明材料，并加盖企业公章或财务印章。银行应将此类结汇业务的相关信息按月逐笔及时上报所在地外汇局（格式见附表 2）。

二、银行收到企业结汇后提交的前一笔结汇发票等相关凭证，应进行以下操作：

（一） 审核加盖结汇企业公章或财务印章的税务部门网络发票真伪查询结果打印件，同时登录各地国税、地税网站予以核对并留存。审核的具体要求如下：

1. 对于增值税专用发票，审核国税局增值税网上进项发票认证结果清单。
2. 对于增值税普通发票，审核国税局网络查询结果清单。
3. 对于营业税发票，审核地税局网络查询结果清单。

（二） 对于网上无法核查的，银行凭企业提交的税务机关出具的发票真伪鉴别证明材料办理结汇。

- 三. 银行应根据企业提交的材料认真审核企业资本金结汇所得人民币资金用途的合规性、真实性和一致性，如发现各项材料之间不能互相印证或者存在矛盾的，不得为企业办理相关结汇业务。

银行审核企业资本金结汇的合规性、真实性和一致性后，应在发票等相关凭证原件上加盖银行业务章并批注，注明已办理资本金结汇金额和日期，留存批注后的发票等相关凭证复印件，原件验后返还企业。

- 四. 自本通知实施之日起，企业资本金累计结汇额（含备用金）与该资本金账户已付汇（含境内划转）金额之和达到账户贷方累计发生额 95%的，银行应对上述结汇所对应的发票等凭证进行真实性核查，并在企业结汇申请书上加注“已核实账户内 95%资金结汇发票（不含付汇）”字样、日期及银行业务章后，方可按支付结汇制要求办理余下的资本金结汇或付汇手续。

- 五. 企业资本金结汇支付后发生退货、撤销交易和发票作废等情况的，企业应在上述情况发生之日起 5 个工作日内报送原结汇银行。原结汇银行应及时汇总，并按月逐笔及时上报所在地外汇局（格式见附表 3）。

- 六. 企业存在不完全符合现行资本金结汇管理规定，但确有真实结汇需求的，银行审查后如拟办理结汇的，应将相应审核意见及企业申请资料（含结汇真实性承诺函）复印件汇总向所在地外汇局进行事前备案，取得所在地外汇局的备案回执后即可办理相关结汇业务。

所在地外汇局按照《国家外汇管理局资本项目外汇管理内控制度通则》关于资本项目个案业务集体审议制度要求确定是否出具备案回执。

- 七. 银行应于办理资本金结汇业务当日，将资本金结汇情况通过国家外汇管理局直接投资外汇管理信息系统向所在地外汇局备案。对于一笔资本金结汇涉及多种支付用途的，应按支付用途分别备案。

- 八. 银行应对 2011 年 1 月 1 日至本通知实施之日前已办理的资本金结汇业务进行全面自查，统计汇总未提供发票等相关凭证复印件以及经上网核查发现提供虚假发票的情况，并于 2011 年 9 月 1 日前将上述情况逐笔上报所在地外汇局。

- 九. 外汇局应进一步完善资本金结汇真实性核查工作机制，建立健全企业资本金违规结汇黑名单制度，并对列入黑名单的企业资本金结汇进行重点核查。

- 十. 对以虚假发票套取结汇资金的企业和违规办理结汇业务的银行，外汇局应将涉案企业的相关情况及时通报有关税务机关，并按《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定进行处罚。
- 十一. 自本通知实施之日起，企业以备用金名义结汇的，每笔不得超过等值 5 万美元，每月不得超过等值 10 万美元。
- 十二. 在企业完成转股收汇外资外汇登记手续后，银行方可作为股权出让方的资产变现专用外汇账户内外汇资金办理结汇手续。
- 十三. 本通知自 2011 年 8 月 1 日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。

接到本通知后，江苏、四川、福建省分局应分别在辖内无锡市、成都市、泉州市组织实施；天津、上海、广东、深圳、大连、宁波市（省）分局应分别在全辖内组织实施。上述分局可根据实际状况，具体确定辖内银行对于小额发票的核查要求（包括小额标准的确定及核查方式）。其他分局（外汇管理部）应结合本地实际情况，选取辖内部分或全部地区按照本通知确立的管理原则组织实施。

各分局在执行过程中应认真做好与当地税务机关的沟通和协调工作。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

附表：

1. 提供收据、缴款通知书等相关凭证办理资本金结汇月报表（略）
2. 提供税务机关发票真伪鉴别证明材料办理资本金结汇月报表（略）
3. 结汇后退货、撤销交易、作废发票等情况月报表（略）

国家外汇管理局综合司
二〇一一年七月十八日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。